

公 示 公 告

平成 2 4 年 1 2 月 1 3 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴

- 1 件名 裁判員等の電話カウンセリング等委託業務等
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「仕様書 1 」及び「仕様書 2 」のとおりに
- 3 技術審査願の提出期限，見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおりに

見積り合せ要領

件 名：裁判員等の電話カウンセリング等委託業務等

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、裁判員等の電話カウンセリング等委託業務等（以下「本件業務」という。）に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について守秘義務を負い、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積提出者に求められる義務等

(1) 見積提出者の履行能力等を審査するため、次の資料を添付して、裁判員等の電話カウンセリング等委託業務に関する技術審査願（表紙（別紙様式第1）及びアの^(エ)（別紙様式第2）を除き書式は任意。以下「技術審査願」という。）を提出する。

ア 仕様書1第4の1の(1)から(5)の業務に要する業務態勢

(ア) 施設及び設備の概要（ただし、^(エ)記載の提携医療機関及びカウンセリングルームを除く。）

電話及びEメールによるカウンセリング、健康医療相談の実施場所、入札参加者が対面カウンセリングを行うために開設する相談室の場所、利用者からの入電に対応する業務担当者の席数並びに同種業務における応答率（1日当たりの応答数を着信数で除して得られる値）及び応答率を維持増進するための方策等を記載する。

(イ) 業務担当者の概要（ただし、^(エ)記載の提携医療機関及びカウンセリングルームを除く。）

健康医療相談、カウンセリング各業務別の担当者数及び有する資格等について記載する。

(ウ) 各業務における実際の業務の流れ

フローチャートを用いる等して記載する。

(エ) 提携する医療機関及びカウンセリングルームの名称等（仕様書1第4の1の(3)）

別紙様式第2を使用し、入札参加者が提携する医療機関及びカウンセリングルームの名称等を記載する（基準日は平成24年12月1日とする。）。

イ 利用状況報告書の書式（仕様書1第6の2）

最高裁判所への報告を行うため、入札参加者が利用することを想定している書式を提出する。

ウ 利用者の利用資格取得年度を把握する方法及びその報告方法（仕様書1第6の2の(2)）

利用者の利用資格取得年度を明らかにする方法で最高裁判所へ報告を行うため、入札参加者において、利用資格取得年度の把握及び報告の各段階において予定している方法を具体的に記載する。

エ 取得している資格等（仕様書1第7の1）

仕様書 1 第 7 の 1 の資格につき、入札参加者が当該資格を取得した時期を記載し、資格証の写しなどを添付する（同等の個人情報について適切な保護措置を講ずる態勢を整備している場合には、資料を提出する。）。

オ 同種業務の実績（仕様書 1 第 7 の 2）

仕様書 1 第 7 の 2 の実績につき、入札参加者が、過去 3 年間に、官公署（地方公共団体を含む。）の構成員を対象とした、本件と同種の業務を行った実績を記載する。ただし、下請を使用した場合は、下請企業名及び分担範囲を明記する。

また、該当実績が多数ある場合は、主要なものを 3 件のみ記載し、「主要なもの 3 件のみ記載」と明記する。

カ 聴覚障害者への配慮（仕様書 1 第 10 の 5）

電話により提供可能なサービス（対面カウンセリングの予約・紹介といった付随的事項を含む。）が E メールによって提供できない場合には、それを補完するために予定している配慮を具体的に記載する（電話と E メールにおいて同じサービスが提供できる場合は、その旨記載する。）。

(2) 提出先等

ア 提出先 〒102-8651 東京都千代田区隼町 4 番 2 号
最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

イ 提出期限 平成 24 年 12 月 28 日（金）午後 5 時

ウ 提出部数 2 部（正本 1 部、副本 1 部）

(3) 留意事項等

書類の提出に関する留意事項は以下のとおりである。なお、契約担当官等は、提出された書類を納入能力等の審査以外に、提出者に無断で使用しない。

ア 技術審査願の表紙は別紙様式第 1 を、提携する医療機関・カウンセリングルームの名称等は別紙様式第 2 を必ず利用すること。また、法人等の場合、別紙様式第 1 の競争参加者の欄には、事務所所在地、会社名及び代表者（委任状を提出している場合には代理人で可）の氏名を記載して押印すること。

イ 入札者は、技術審査願に関して説明を求められた場合には、入札者の負担において完全な説明をしなければならない。

ウ 提出された内容に偽りあるいは誤解を招く表現があった場合は、不正競争防止法により処罰されることがある。

エ 技術審査願の作成に要する費用は、提出者の負担とする。なお、受領した書類は返却しない。

(4) 審査結果

平成 25 年 1 月 11 日（金）午後 5 時までに電話又は電子メールにより通知する

3 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 裁判員等の電話カウンセリング等委託等

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成 25 年 1 月 16 日（水）午後零時（必着）

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町 4 番 2 号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

- 4 参加者は、次の事項を正確かつ鮮明に見積書に記載し、社名・代表者の印章を押印の上、見積書を上記 3(3)アイのとおり提出してください。
 - (1) 件名
 - (2) 見積金額（消費税及び地方消費税の金額を必ず記載すること。）
 - (3) 見積書作成日付
- 5 見積書は、次のいずれかに該当する場合には、無効とします。
 - (1) 4 の記載要件に不備があるとき。
 - (2) 見積書提出期限（3(3)ア）を徒過したとき。
 - (3) 見積書記載金額が訂正されているとき。
 - (4) 同一の者が 2 通以上見積書を提出したとき。
 - (5) 2 に定める技術審査願を提出していない者見積書を提出したとき。
- 6 受注者の決定は、見積書記載金額が、裁判所が定めた予定価格の 1 0 5 分の 1 0 0 以内で、最低の金額の有効な見積りをした者とします。
- 7 注意事項
 - (1) 一度受理された見積書は、差替え又は訂正することができません。
 - (2) 見積書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。
- 8 同額の見積りがあった場合
 - (1) 同額の見積書を提出した者が 2 者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。
 - (2) 上記(1)において、同額の見積書を提出した者が 2 者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

(別紙様式第 1)

平成 2 4 年 1 2 月 日提出

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 殿

技 術 審 査 願

競争参加者の

住所

氏名及び印 (又は署名)

下記 1 の入札に参加したいので、技術審査願を提出します。

記

1 調達件名

裁判員等の電話カウンセリング等委託業務等

2 提出資料

別紙のとおり

3 問い合わせ先 (連絡担当者の名刺を貼付)

法人等の場合、会社所在地、会社名及び代表者 (委任状を提出している場合には代理人で可) を記載し、押印してください。

(別紙様式第2)

提携する医療機関・カウンセリングルームの名称等

	名 称	医療機関・カウンセ リングルームの別	所 在 地	在駐する心理カウンセラー等の 資格
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(平成24年12月1日現在)

仕 様 書 1

第 1 件名

裁判員等の電話カウンセリング等委託業務

第 2 目的

裁判員裁判の審理の過程等において強い心理的圧迫を受けることにより、何らかの身体的、精神的不調を訴える裁判員、補充裁判員が現れた場合に備え、メンタルヘルス対策等の専門知識を有する業者による相談窓口を設置し、カウンセリング、健康相談等を実施することにより、裁判員、補充裁判員の身体的、精神的不調を解消・軽減するとともに、裁判員裁判に参加することについての国民の不安を解消することを目的とする。

受注者は、本仕様書、契約書各条項及び関係法令に従い、裁判員、補充裁判員及びこれらであった者（以下「裁判員等」という。）に対し、以下のサービス（以下「本サービス」という。）を提供するものとする。

第 3 調達の対象範囲等

1 調達対象物

第 4 の業務（業務の遂行に必要な要員の確保及び施設、設備等の提供（施設、設備等を用意し、業務に供することをいう。）を含む。）

2 履行場所

受注者の提案に基づき、最高裁判所が承諾した場所とする。

なお、本業務に必要な設備等については、受注者が用意し、その費用は受注者の負担とする。

3 電話カウンセリング等窓口設置期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

4 利用対象見込人数及び利用実績

別紙のとおり

第 4 業務内容

1 裁判員等への本サービスの提供方法

(1) 電話によるカウンセリング

受注者が開設する相談窓口の心理カウンセラー（臨床心理士・精神保健福祉士等の資格を持つもの。以下同じ。）による、メンタルヘルスに関する電話によるカウンセリング

(2) Eメールによるカウンセリング

受注者が開設する相談窓口の心理カウンセラーによる、メンタルヘルスに関する Eメールによるカウンセリング

(3) 対面カウンセリング

裁判員等の希望に応じて、受注者が開設する相談室又は受注者が提携する医療機

関若しくはカウンセリングルームの心理カウンセラーによる，メンタルヘルスに関する対面カウンセリング

なお，受注者は，メンタルヘルスに関する対面カウンセリングを行うため，1 か所以上の相談室を開設し，各都道府県に1 か所以上，かつ，全国に150 か所以上の医療機関又はカウンセリングルームと提携すること。

(1)から(3)までの結果，裁判員等が希望する場合又は心理カウンセラーが必要であると認める場合には，専門医療機関の紹介又は医療機関情報の提供をすること。

(4) 電話による健康医療相談サービス

ア 受注者の医師，保健師，看護師等による健康，医療，メンタルヘルスの相談

イ 夜間及び休日の医療機関案内

ウ 医薬品に関する情報の提供

エ 医療機関情報の提供

(5) Eメールによる健康医療相談サービス

ア 受注者の医師，保健師，看護師等による健康，医療，メンタルヘルスの相談

イ 夜間及び休日の医療機関案内

ウ 医薬品に関する情報の提供

エ 医療機関情報の提供

ただし，国外からの相談等は受け付けないものとする。

2 受付時間等

(1) 電話カウンセリング受付時間（1(1)）

9：00～21：00（年中無休）

(2) 対面カウンセリング予約・紹介時間（1(3)）

9：00～21：00（土日，祝祭日及び12月31日～1月3日を除く。）

(3) 1(2)及び(5)は，返答に数日かかってもらえないものとする。

(4) 1(4)の業務については，毎日行うものとし，受付時間は24時間とする。

(5) 1(4)エの業務は，内容により返答が翌日になってもやむを得ないものとする。

3 裁判員等へのサービス内容等

(1) 業務の名称

「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」とする。

受注者は，電話窓口等における対応の際は，前記名称で対応するものとする。

(2) 利用資格の確認

受注者は，裁判員等に対しサービスを提供するに当たり，架電等をしてきた者が裁判員等であることを確認するため，最高裁判所が予め会計年度に応じて裁判員等に付与する暗証番号等を確認する。

(3) 利用条件

1(1)から(5)までの利用は，契約期間中無料とする。

ただし，1(3)のうち，裁判員等が利用する対面カウンセリングは，契約期間中各相談者につき5回まで無料とする。

その際，対面カウンセリング予約者が，予約日の前日又は当日に予約を取り消した場合，対面カウンセリング1回の利用をしたものとみなす。

(4) 公務災害に関する情報の提供等

受注者は、裁判員等から公務災害に関する問い合わせがあった場合、その他最高裁判所が受注者に予め指示する事項に該当した場合には、裁判員等に対し、裁判所から公務災害に関する情報を得よう裁判員等に告知する。

4 電話料金

- (1) 受注者は、本サービスを提供するに当たり、受注者において、受注者の事務所に携帯電話及び簡易型携帯電話からも利用できる裁判員等専用のフリーダイヤルによる電話受付回線を設置するものとする。なお、フリーダイヤルについては、平成24年度の本件と同様の業務において使用している電話番号を引き継ぐものとする。
- (2) 前項の電話受付回線の設置工事費及び毎月の電話料金（携帯電話及び簡易型携帯電話からの通話料を含む。）は、受注者が負担するものとする。

5 ウェブページの作成

- (1) 受注者は1(2)及び(5)の業務を行うため、ウェブページを作成する。
- (2) 裁判員等によるウェブページへのアクセス方法は、最高裁判所が作成するウェブページ上に、(1)のウェブページへのリンクを貼る方法による。
- (3) (1)のウェブページ上に利用者ID等を確認するためのフォームを作成する。
- (4) (3)の利用者ID等については、最高裁判所が予め会計年度に応じて指定するものを使用する。

6 注意義務

受注者は、裁判員等に対し、本サービスを善良な管理者の注意義務を持って提供するものとする。

ただし、裁判員等が受注者に対し、本サービスの範囲を超えるサービスを求める場合を除くものとする。

第5 実施計画

受注者は、契約締結後速やかに最高裁判所と本業務の詳細仕様の確認を行い、次の項目を含む実施計画書を作成し、最高裁判所の承諾を得ること。

また、次の項目以外にも必要となる項目がある場合には、その項目についても実施計画書に記載すること。

- (1) 業務にあたる要員の質の確保
- (2) 本業務に要する施設及び設備
- (3) 緊急状況への対応
- (4) スケジュール
- (5) 本業務態勢図（提携する医療機関及びカウンセリングルームの一覧表を添付すること。）

第6 提出物及び提出期限

1 実施計画書

平成25年4月10日（水）

2 利用状況報告書

- (1) 受注者は平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの本サービスの以下の項目について月ごとの利用状況をまとめた報告書を作成し、当月分を翌月 15 日（15 日が、土曜日、日曜日又は祝日にあたるときはその翌開庁日）までに提出する。

ただし、平成 26 年 3 月分については、業務終了後、速やかに報告すること。

なお、報告書の形式及び提出方法は、契約締結後、最高裁判所及び受注者と協議の上決定する。

ア 第 4 の 1 (1) から (5) の各月の利用件数集計表

イ 第 4 の 1 (1) から (3) の相談類型ごとの利用件数集計表

ウ 第 4 の 1 (4) 及び (5) の相談類型ごとの利用件数集計表

エ 第 4 の 1 (1) から (5) における各月の医療機関紹介件数集計表

オ 相談者各人ごとに、以下のとおり区分けして記載した一覧票

(ア) 属性（性別、年齢区分、都道府県名）

(イ) 相談日時、相談形態、相談類型

(ウ) 具体的な相談内容の要旨

(エ) (ウ) に対する具体的な対応内容の要旨

(オ) (ウ) に対する具体的な対応結果の要旨

(カ) 対面カウンセリングの面接回数

(キ) 医療機関紹介の有無

- (2) 受注者は、第 4 の 3 (2) 記載の暗証番号等又は第 4 の 5 (4) 記載の利用者 ID 等を利用し、本サービスを利用した者の利用資格取得年度（平成 21 年度窓口設置期間内から平成 25 年度窓口設置期間内まで）が明らかになる方法で報告するものとする。

3 業務完了報告書

受注者は、次のとおり四半期ごとの業務完了報告書を提出する。

なお、業務完了報告書の形式、内容及び提出方法は、契約締結後、最高裁判所及び受注者と協議の上決定する。

- (1) 第 1 四半期 （平成 25 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日分）
- (2) 第 2 四半期 （平成 25 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日分）
- (3) 第 3 四半期 （平成 25 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日分）
- (4) 第 4 四半期 （平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日分）

4 提出物及び数量

- (1) 実施計画書 （紙及び電子媒体 各 1 部）
- (2) 利用状況報告書 （紙及び電子媒体 各 1 部）
- (3) 業務完了報告書 （紙媒体 1 部）

5 提出物の書式

- (1) 書面によるものについては、日本工業規格（JISP0138）A 列 4 番縦置き、横書き、左とじを原則とする。図表については、必要に応じて A 列 3 番横置きも使用可とする。
- (2) 各書面の書式は、2 穴パンチによる余白を考慮したレイアウトとすること。
- (3) 書面及び図表の電子データは、簡潔で一意的に了解できる体系的なファイル名とすること。

(4) 電子データは次のソフトウェアのいずれかで読みとり可能な形式のバイナリファイルを使用すること。

ア Microsoft Excel 2003及び2007

イ Microsoft Word 2003及び2007

ウ Adobe Reader Ver.10

6 提出場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

7 その他

本業務に関連して発生した文書（電子データを含む。）は，提出物の提出に至るまでの期間，受注者において管理する。これらの文書は，最高裁判所の求めに応じて随時提出し，また，最終提出物の提出の際に一括して最高裁判所に提出しなければならない。

第7 受注者の条件

1 秘密保持態勢

受注者は，一般財団法人日本情報経済社会推進協会が行っている「個人情報保護に関する事業者認定制度」でプライバシーマークを取得しているか，又はそれと同等の個人情報について適切な保護措置を講ずる態勢を整備していること。

2 同種業務の実績

受注者は，過去3年間に，官公署（地方公共団体を含む）の構成員を対象とした，本件と同種の業務を実施した実績があること。

第8 広報媒体物の確認

最高裁判所は，裁判員等に対し本サービスの告知をする場合，作成する媒体等を事前に受注者に確認するものとする。

第9 引き継ぎ等

1 受注者は，平成26年度に本件と同様の業務を実施しないことが判明した時点以降に，本サービスのうち，継続性を要するものを利用するために裁判員等から架電等があった場合，当該裁判員等に対し，平成26年4月1日以降には継続してサービスを提供することができないことを告知するものとする。

2 受注者は，平成26年度に最高裁判所が委託して本件と同様の業務を実施する業者に対し，第4の4の(1)で設置した裁判員等専用のフリーダイヤルによる電話受付回線の電話番号及び第4の5の(4)の利用者ID等を速やかに引き継ぐものとする。

第10 受注者に対する指示事項

1 守秘義務

受注者並びに受注者が提携する医療機関及びカウンセリングルームの心理カウンセラー等は，第6の2に必要な場合を除き，裁判員等から聴取した事実を他に漏らしてはならない。なお，第三者に開示する必要がある場合は，事前に最高裁判所と

協議して承諾を得ること。

2 最高裁判所からの質問，検査及び資料の説明要求への対応

本業務の履行期間中，最高裁判所が，質問に対する回答，検査及び資料の説明を求めたときは，受注者はこれに適切に応じること。

3 再委託について

- (1) 受注者は，本業務の全部を第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。

ただし，本業務の一部を第三者に委託し，又は請け負わせることについて，書面による最高裁判所の承諾を受けた場合は，この限りでない。また，最高裁判所の承諾を受けた場合には，受注者は，当該第三者に対し，本仕様書に記載された事項を遵守する義務を負わせること。

- (2) 受注者は，最高裁判所の承諾を受け本業務の一部を他の者に委託する場合において，本業務を遂行する上で必要な情報を委託先に対して開示するときは，本業務以外の目的で使用しない義務を負わせ，機密情報の破棄，個人情報の適正な処置の義務を負わせなければならない。

- (3) 受注者が最高裁判所の承諾を受け本業務の一部を他の者に委託する場合は，その委託先における行為についても受注者が責めを負うものとする。

4 裁判員制度に関する基礎的知識の周知

受注者は，最高裁判所が別途提供する資料等を配布する等の方法により，受注者の医師，保健師，看護師，心理カウンセラー等に裁判員制度に関する基礎的知識を周知するものとする。

5 聴覚障害者への配慮

受注者は，本サービスを提供するにあたり，聴覚障害者が聴者と同様のサービスを利用できるよう，できる限りの配慮をすること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については，最高裁判所と受注者との双方の協議により決することとする。

(別紙)

1 裁判員等利用対象見込人数

	月	裁判員等 利用対象見込人数 (単位：人)
平成25年度	4月	14,366
	5月	14,053
	6月	14,009
	7月	14,240
	8月	14,304
	9月	14,231
	10月	14,152
	11月	14,152
	12月	14,152
	1月	14,152
	2月	14,152
	3月	14,152
	月平均	14,176

(注) 裁判員等利用対象見込人数は、裁判員等経験者の増加と経年による利用の減少とを勘案して見込んだ人数である。

2 利用実績 (平成24年8月現在)

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
カウンセリング	電話	仕様書第4の1(1)	9	38	49	22	118
	Eメール	仕様書第4の1(2)	3	0	1	2	6
	対面	仕様書第4の1(3)	1	9	4	2	16
健康相談	電話	仕様書第4の1(4)	10	25	4	5	44
	Eメール	仕様書第4の1(5)	0	0	0	0	0

(注) 延べ人数である。

仕 様 書2

事 項	仕 様
1 契約名称	利用案内書の製造
2 品名	利用案内書（裁判員メンタルヘルスサポート窓口）
3 規格	A4判 2頁
4 校正者	刑事局第三課事件係 志村 敏明
5 納期	平成25年3月19日
6 納品場所	最高裁判所（東京都千代田区隼町4番2号）及び最高裁判所が指定する場所（東京23区内又は都内近郊の運送会社等1箇所）
7 原稿	受注者において、以下の内容を記載した原稿を作成し、最高裁判所の承認を受けたいで、印刷データを作成すること。なお、詳細は契約締結後、最高裁判所と協議の上、決定する。 (1) 名称(裁判員メンタルヘルスサポート窓口) (2) 裁判員等の電話カウンセリング等委託業務のサービス内容 (3) 利用方法 (4) 営業時間 (5) 利用資格確認用の暗証番号等 (6) 最高裁判所が指定するウェブページのアドレス及び利用者ID等 (7) 裁判員等専用フリーダイヤルの電話番号
8 数量	16,000部
9 印刷	■オフセット・□ダイレクト・□フォーム・□その他()
10 刷色	□墨 ■カラー(両面・4色) □その他()
11 校正	請負者の持参原稿とする。また校正回数は3校を基準とし、最終校は本紙による色校正(全頁)とする。ただし、本印刷物の目的に達しない場合には、請負者は再校正を行うものとする。本紙色校正校了後は、その校正紙に従い印刷を行うこと。
12 紙質	再生マットコート紙 / 四六判 / 135kg その他、本件については、いわゆるグリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たすこと。
13 備考	(1) 請負者は、本件業務について、この仕様書に定める事項を遵守し、製造及び納品すること。 (2) 原稿作成及び校正等のスケジュールについては、担当者と調整の上、速やかに工程表を作成、提出し、その遵守につとめること。 (3) 校正原稿を最高裁判所に提出する前には、1頁につき複数人による内校正作業を必ず実施し、誤字、脱字及び図表等が正しく転載されているか等を確認すること。 (4) 入稿から校了に至るまでの過程で、原稿の差替え、追加及び修正等があった場合は、速やかに対応すること。これにより工程に遅れが生じた場合は、再度担当者と調整の上、工程表を作成し、その遵守につとめること。 (5) 校了した原稿の電子データは、PDF形式でCD-R等により最高裁判所に提出すること。 (6) 成果物の納品の際には、落丁等がないことを必ず確認すること。 (7) 請負者は、本件業務の全期間及び本件業務終了後、本件業務に関連して知り得た事項を第三者に開示又は漏えいしないこと。 (8) 本仕様書に記載されていない事項については、すべて担当者の指示に従うこと。 (9) 前各号について、疑義が生じた場合は最高裁判所と協議する。なお、本件印刷物の著作権は、最高裁判所に帰属するものとする。